

令和6年(2024年)

# 秋の全国交通安全運動

9月21日(土) → 9月30日(月)

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

右・左・右!

横断前に  
安全確認!

自転車は  
ヘルメット着用!

横断歩道は  
歩行者優先!

道路を  
わたるとき

## 交通安全は家庭から

自転車に  
乗ったとき

- ・近くの横断歩道を利用する
- ・車のすぐ前や後ろからはわたらない
- ・青信号でも右・左折車に注意する



- ・わき道から出てくる車に注意する
- ・「一時停止」標識を守る
- ・急な進路変更はしない

◎車に乗ったら、シートベルトとチャイルドシートをわすれずに。

◎安全のために、夜は反射材を活用しましょう。

# 横須賀市

## 歩行者のみなさん

### 反射材やLEDライトの着用を!

夕暮れ時や夜間は  
ドライバーに  
早く見つけてもらう  
工夫をしましょう。

※白などの明るい色の  
服装も効果的!



できるだけ信号機のある  
横断歩道を利用しましょう。



青信号になっても  
右・左折車に注意!  
車の動きをよく見て  
横断しましょう。

信号のない道路を渡る時は、  
車の流れが完全に途切れてから  
横断しましょう。

接近してくる車との距離を  
見誤ると危険です。



通り過ぎた車の  
すぐ後ろから横断しない!

## ドライバーのみなさん

### 日没30分前からライト点灯を!



自車の存在を  
早く知らせることで、  
他車や歩行者等に  
慎重な行動を促すことが  
できます。

ライトに照らされていない場所に  
人や自転車がいないか確認しましょう。



特に右側から  
横断してくる  
歩行者に注意を!

### 全ての席でシートベルトを着用!

こどもには、体に合ったチャイルドシートを  
正しく着用させましょう。



一人ひとりが  
知らせよう!

「フロントにいるよ」と  
光らせて

## 自転車利用者のみなさん

### 暗くなる前に 必ずライト点灯を!

自分は周りが見えていても、  
ドライバーや歩行者が  
自分に気づいて  
いないかもしれません。

※自転車の側面には  
反射材をつけましょう。



### 守りましょう! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と  
一時停止を守って、  
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和6年5月24日公布  
改正道路交通法

令和6年11月23日までに施行

「酒酔い運転」に加え、  
自転車の  
「酒気帯び運転」も  
罰則対象に



#### 酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役  
または50万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転を  
幫助した者にも  
罰則が適用されます。

自転車運転中の  
携帯電話使用等に罰則



#### 携帯電話使用等の禁止

走行中、携帯電話等を手で持って  
通話したり、画像を注視すると、  
携帯電話使用等(交通の危険)  
罰則 6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し  
交通事故を起こすなどすると、  
携帯電話使用等(交通の危険)  
罰則 1年以下の懲役  
または30万円以下の罰金

新しいモビリティは、区分に応じた交通ルールを守って乗りましょう。

特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード」)や、  
ペダル付き原動機付自転車(いわゆる「モペット」)は、  
自転車ではありません。

車体の大きさや構造に応じた車両区分の  
保安基準を満たしているかを  
確認しましょう。

- (共通の義務)
- ナンバープレートを取得・表示!
  - 自賠責保険等に参加!
  - 乗車用ヘルメット着用!
- ※電動キックボードは努力義務



電動キック  
ボードは、  
16歳以上!  
車道通行が原則

モペットは、  
免許が必要!  
車道通行!

### 根絶! 飲酒運転

飲酒運転者はもちろん、飲酒した人に  
車を貸す等の行為をした人も厳罰です。

